

がん診療連携拠点病院等の整備について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

拠点病院等の指定要件見直しについて

今回の指定要件見直しのポイント

がん医療の更なる充実

- ・ チーム医療の更なる推進
- ・ 保険適応外の治療に関する事前審査
- ・ 診療機能による拠点病院の分類
- ・ 第三者評価の活用等による質の評価 等

病院完結型から地域完結・循環型医療へ

- ・ 病院一体でのがん相談支援センターの周知
- ・ 専門的な施設へ「繋ぐ」
- ・ 地域連携の推進
- ・ がん教育への協力 等

医療安全の更なる推進

- ・ 医療安全管理部門の設置
- ・ 医療安全管理者の配置
- ・ 医療安全管理者の権限付与 等

指定に関する課題の整理

- ・ 同一医療圏に複数推薦があった場合の方針
- ・ 要件を満たしていない場合の指導
- ・ 移転・分離・統合があった場合の届出 等

類型の見直しについて

診療機能による分類

【現行】

【見直し後】

地域がん診療連携拠点病院
(高度型)

指定類型の
見直し

指定類型の
見直し

地域がん診療
連携拠点病院

地域がん診療連携拠点病院
(一般型)

指定類型の
見直し

指定要件を
充足した場合
復帰

地域がん診療連携拠点病院
(特例型)

※便宜上、地域
がん診療拠点病
院を一般型とする

- 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
 - 高度な放射線治療の実施が可能
 - 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
 - 相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備
 - 医療安全に関する取組
- 等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と同様。

※本年度は適応なし

平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直し。
未充足である状況が持続した場合は、指定の取消しも検討する。

がん診療連携拠点病院等の種類（H30.7月 整備指針）

地域がん診療連携拠点病院

- 二次医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。
- 診療体制、診療従事者、診療実績、研修の提供、情報の収集提供体制等について満たすべき要件がある。

地域がん診療連携拠点病院（高度型）※新設

- 拠点病院の必須要件を満たし、望ましい要件を複数満たす。
- 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている、高度な放射線治療の実施が可能、相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備、医療安全に関する取組、等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

地域がん診療連携拠点病院（特例型）※新設

- 平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。

都道府県がん診療連携拠点病院

- 都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し、中心的な役割を果たす。

国立がん研究センター

- 我が国全体のがん医療の向上を牽引していくために、医師、その他の診療従事者の育成、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催などが要件化されている。

特定領域がん診療連携拠点病院

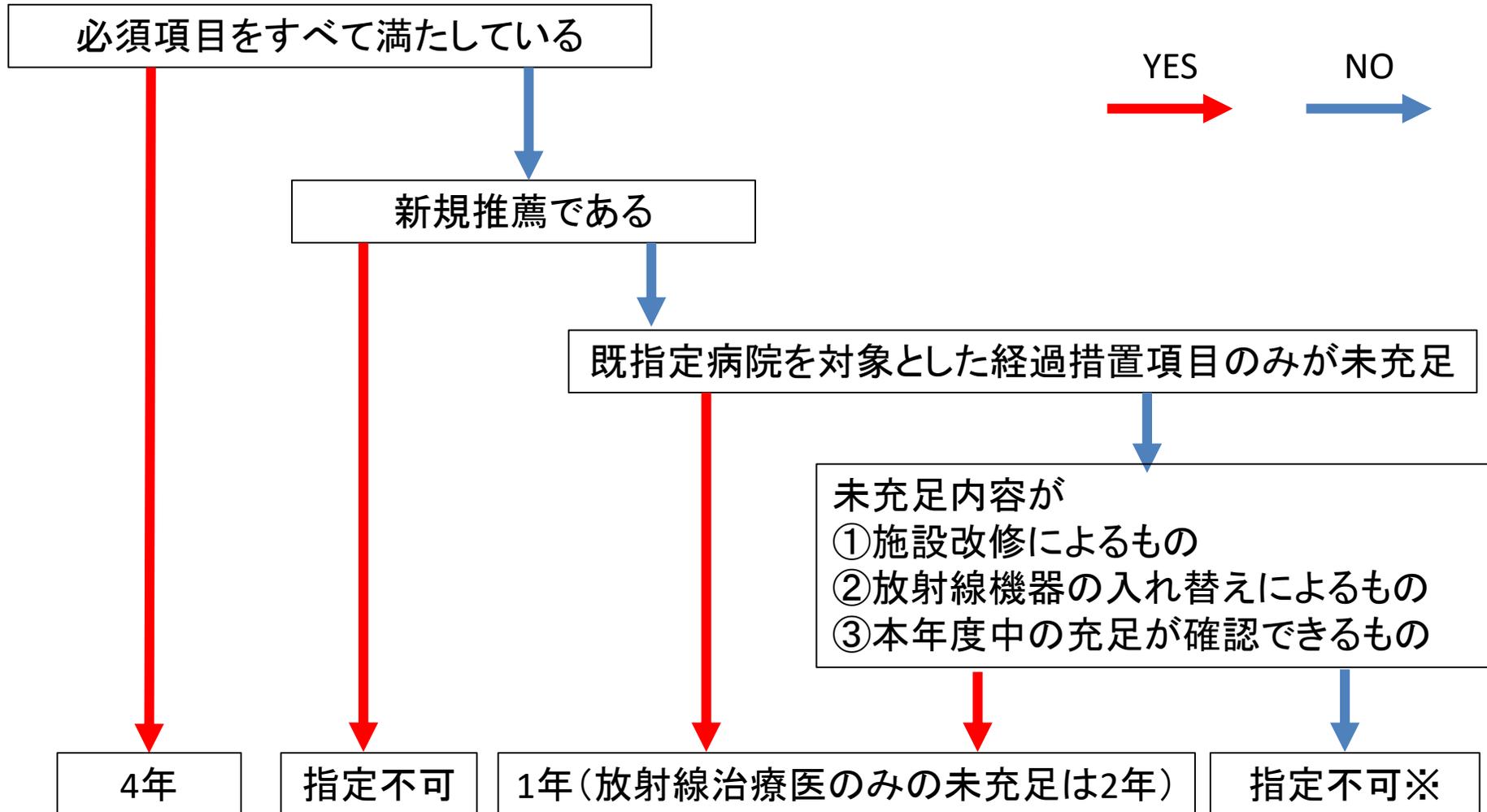
- 特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関を指定する。

地域がん診療病院

- 隣接する二次医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無い二次医療圏に1カ所整備する。

拠点病院等の選定の方針について①

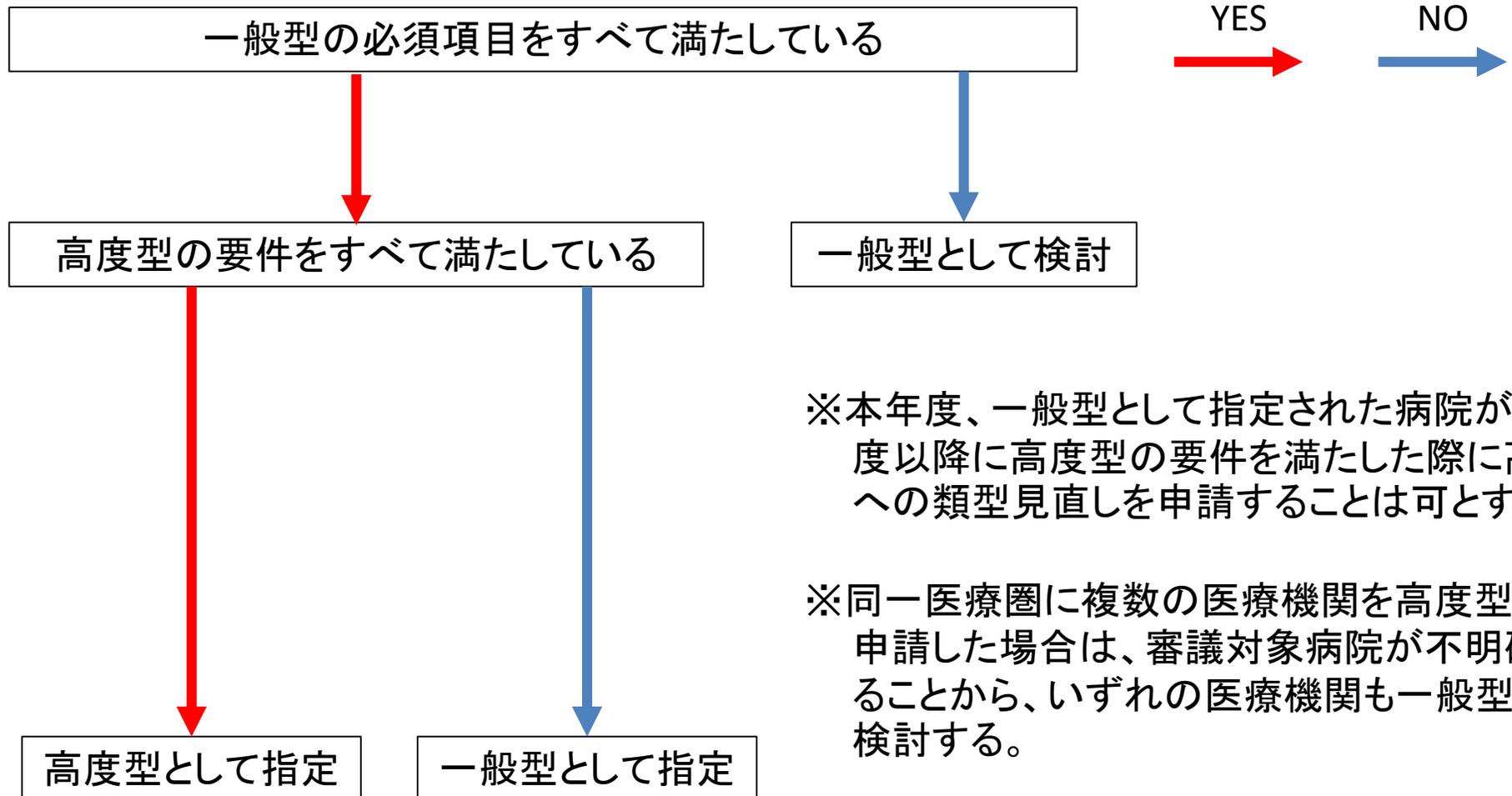
【すべての類型で共通の方針】



※同一医療圏に複数指定推薦がなされている場合で、いずれの医療機関も診療実績①が未充足のため指定不可となるが、集約化した場合は診療実績②から要件を充足することが可能と思われる場合は、検討会において審議とする。

拠点病院等の選定の方針について②

【がん診療連携拠点病院(高度型)として推薦された場合の付加の方針】



【1年間の経過措置項目】

- ①専任の放射線診断に携わる常勤の医師
- ②専従の薬物療法に携わる常勤の医師
- ③専任の身体症状の緩和に携わる常勤の医師
- ④精神症状の緩和に携わる常勤の医師
- ⑤専従の薬物療法に携わる常勤の看護師
- ⑥緩和ケアの診療実績
- ⑦院内がん登録の実務を担当する者の中級認定者研修
- ⑧医療安全に関する研修の受講

【2年間の経過措置項目】

- ①専従の放射線治療に携わる常勤の医師

がん診療連携拠点病院等

平成31年4月1日時点

がん診療連携拠点病院: 392カ所
地域がん診療病院: 36カ所

都道府県がん診療連携拠点病院



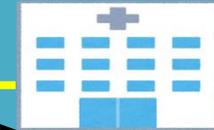
50カ所

地域がん診療連携拠点病院



339カ所

地域がん診療病院



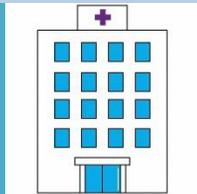
36カ所

- ①地域がん診療連携拠点病院(高度型): 14カ所
- ②地域がん診療連携拠点病院: 325カ所

隣接する2次医療圏の
拠点病院とグループ化

都道府県内の拠点病
院全体のとりまとめ

特定領域 がん診療連携拠点病院



1カ所

国立がん研究センター

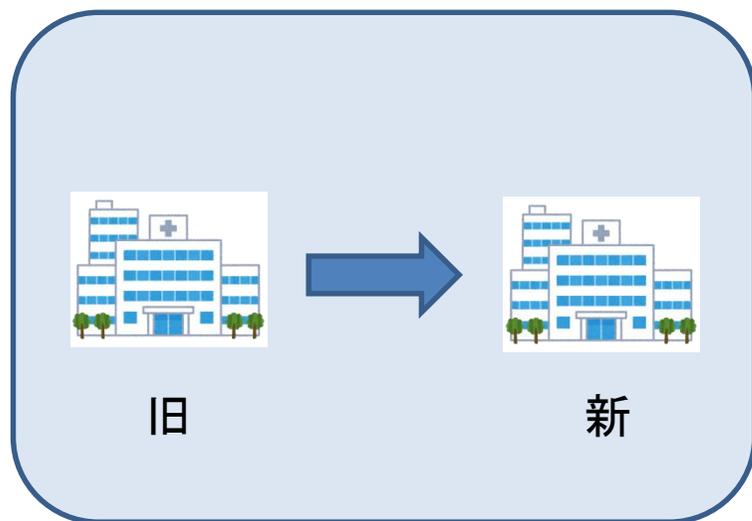


2カ所

- 様々な研修
- 都道府県がん診療連携拠点病院
連絡協議会の開催 等

移転・分離・統合の際の方針①

第11回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料5 (H30.4.10)

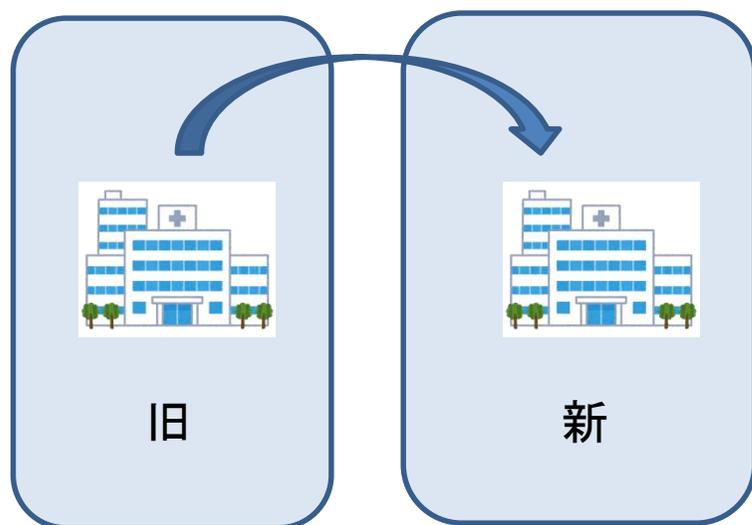


①既指定病院が同一医療圏内で移転する場合

- 都道府県にて診療提供体制に問題ないか確認の上、厚生労働省に届出を求める。
- 更新の場合、診療実績については新旧合算することを認める。

②同一医療圏内で移転した病院を新規推薦する場合

- 診療実績については新旧合算することを認める。
- 新規推薦については移転した次年度より受け付ける。

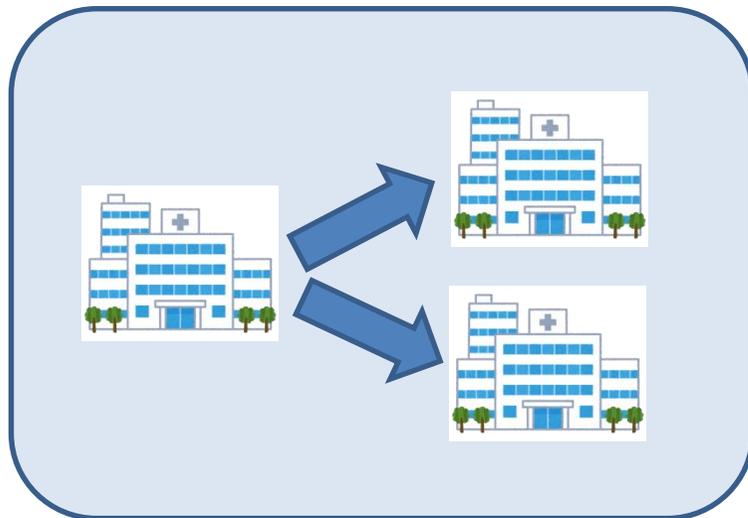


③既指定病院が医療圏をまたいで移転する場合

- 現在の指定については原則継続を認めない。
- 患者の受療状況等、地域の状況によっては個別に検討する。
- 新規推薦をする場合は新病院のみの診療実績で検討する。

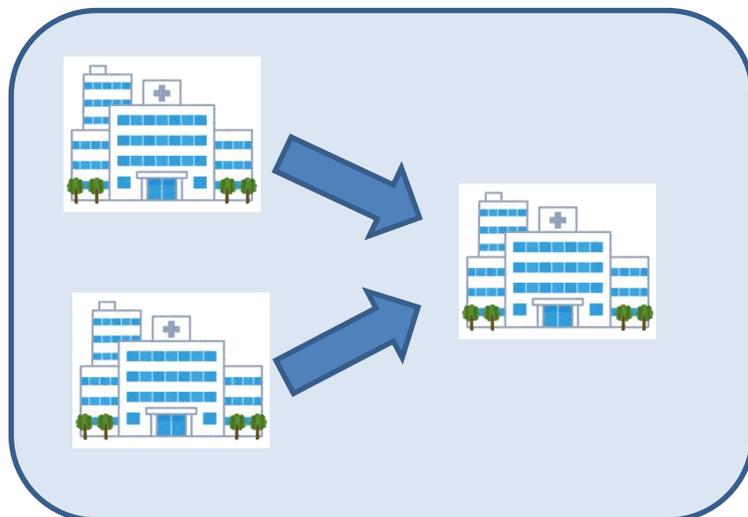
④医療圏をまたいで移転した病院を新規推薦する場合

- 新規推薦をする場合は新病院のみの実績で検討する。



⑤病院機能が分離される場合

- 既指定の場合は診療体制の変更として都道府県より厚生労働省への届出を求め、指定の検討会で指定の継続について検討する。
- 医療圏をまたいで分離する場合は指定の継続は認めない。
- 外来診療のセンター化など附属施設としての分離であれば診療実績は合算して計上することを認める。
- 分院化の場合は診療実績の合算は認めない。



⑥複数の病院を統合する場合

- 既指定の場合は診療体制の変更として都道府県より厚生労働省への届出を求め、指定の検討会で指定の継続について検討する。
- 診療体制を前院から引き継いでいると認められる場合は診療実績については合算を認める。
- 別の医療圏の病院を統合する場合には診療実績の合算は認めない。

小児がん拠点病院の指定要件見直しのポイント (平成30年7月31日)

- 平成29年12月に設置した「小児・AYA世代のがん医療・支援のあり方に関する検討会」の提言を踏まえ、「小児がん診療・支援のさらなるネットワーク化」、「AYA世代への対応の強化」、「医療安全の推進」の3つに重点を置き、指定要件の見直しを行った。

小児がん診療・支援の さらなるネットワーク化

- 小児がん拠点病院による小児がん連携病院の指定
地域ブロック協議会で協議の上、次に掲げる類型ごとに連携病院を指定。
 - ① 地域の小児がん診療を行う連携病院
 - ② 特定のがん種等についての診療を行う連携病院
 - ③ 小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院
- 連携病院も含め、情報の集約化と適切な提供を促進。

AYA世代への対応の強化

- 小児がんからの移行期医療の提供・連携体制の整備
- AYA世代発症のがん患者への医療の提供・連携体制の整備
- AYA世代のがん患者への相談支援体制の整備 等

医療安全の推進

- 医療安全管理部門の設置
- 医療安全管理者の配置 等

小児がん拠点病院

(平成31年4月指定)

● 小児がん拠点病院
全国に15箇所配置



小児がん中央機関と拠点病院・連携病院の概要

アドバイザリー・ボード

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター

- ◎相談支援の向上に関する体制整備
(小児及びAYA世代のがん)
- 情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成(医師、看護師、心理士等)
- ◎小児がん拠点病院連絡協議会事務局

国立がん研究センター

- ◎情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- 小児がんの登録体制の整備
(院内がん登録実施支援)
- 人材育成(がん専門相談員
基礎研修、院内がん登録実務者)

小児がん拠点病院連絡協議会

地域ブロック協議会

小児がん拠点病院

小児がん拠点病院

小児がん連携病院
(地域の小児がん診療)

小児がん連携病院
(特定のがん種等の診療)

小児がん連携病院
(長期フォローアップ)

小児がん連携病院に求められる要件

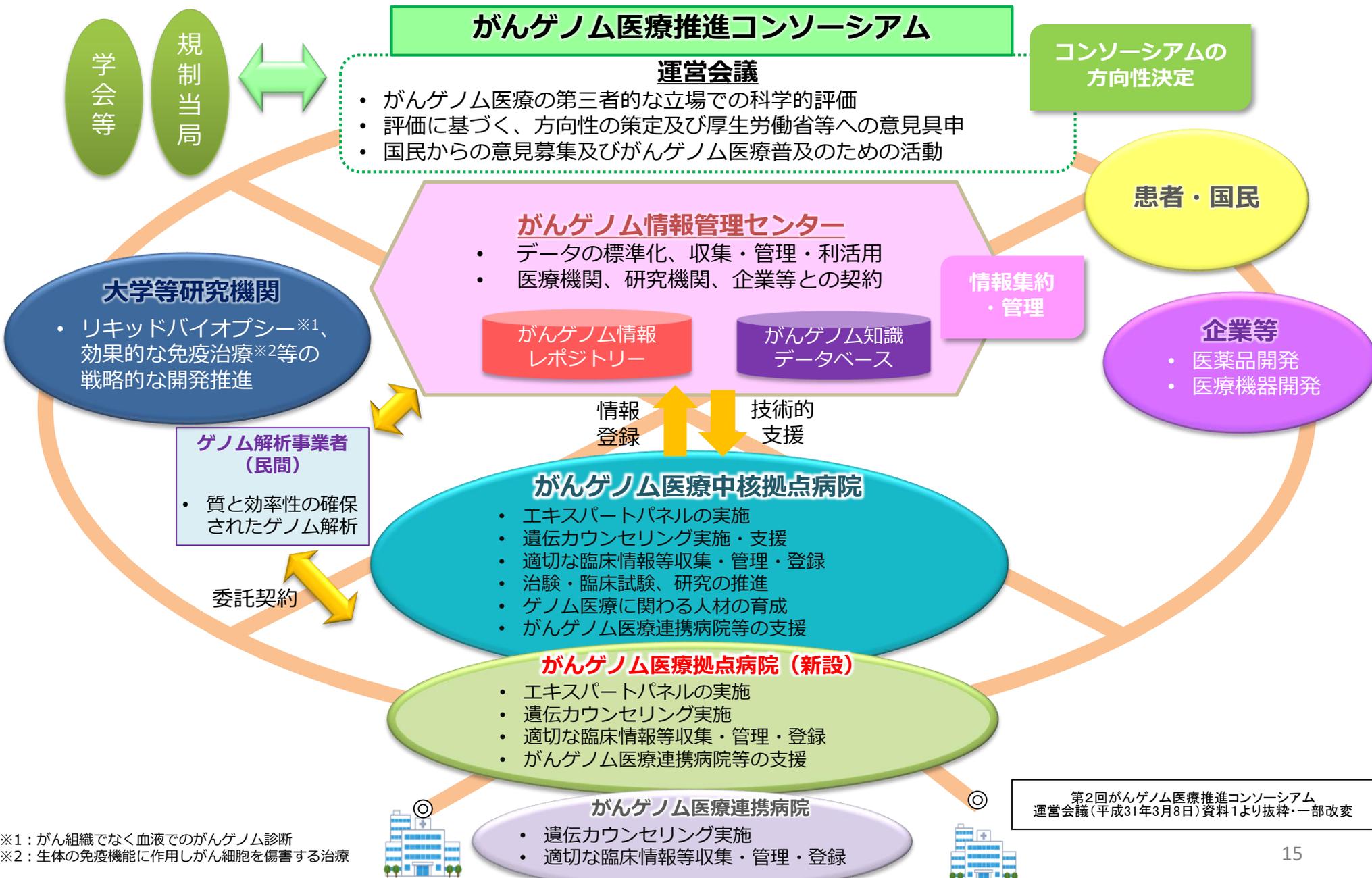
(平成30年7月31日整備指針)

	①地域の小児がん診療を行う連携病院	②特定のがん種等についての診療を行う連携病院	③小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院
施設の要件	標準的治療が確立しており均てん化が可能ながん種について、拠点病院と同等程度の適切な医療を提供することが可能であること。	(i) 特定のがん種について、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供することが可能であること。また、(ii) 限られた施設でのみ実施可能な粒子線治療等の標準的治療を提供していること。	小児がん患者等の長期フォローアップが可能な体制を有するとともに、患者の状態に応じた適切な治療が必要な場合、自施設において適切な治療を提供することが可能であること、また、自施設での対応が難しい場合には、拠点病院等適切な病院を紹介する体制を整えていること。
	小児がん医療について、外部機関による技術能力についての施設認定を受けた医療施設であること。	(i の場合) 当該がん種について、当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること。	—
人的配置	拠点病院に求められている「診療従事者」の要件に準じた人的配置を行うことが望ましい	拠点病院に求められている「診療従事者」の要件に準じて人的配置を行うことが望ましい	—
	—	—	一般社団法人小児血液・がん学会が主催する「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」を受講した医師を配置していること。(※平成31年度中は、猶予)
医療安全	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理部門を設置 常勤の医師、薬剤師、看護師を配置 	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理部門を設置 常勤の医師、薬剤師、看護師を配置 	—
院内がん登録	国立がん研究センターが提供する研修で認定を受けている者を1人以上配置することが望ましい。	国立がん研究センターが提供する研修で認定を受けている者を1人以上配置することが望ましい。	—

いずれの類型にも、下記が共通して求められる。

- (1) 拠点病院に求められている「病病連携・病診連携の協力体制」に準じて連携体制を構築すること。
- (2) 連携する拠点病院に現況報告を提出すること。
- (3) 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対して、拠点病院やがん診療連携拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うこと。
- (4) 相談支援の窓口を設置し、必要に応じて、拠点病院の相談支援センターに紹介すること。なお、小児がん相談員専門研修を修了した者を配置することが望ましい。

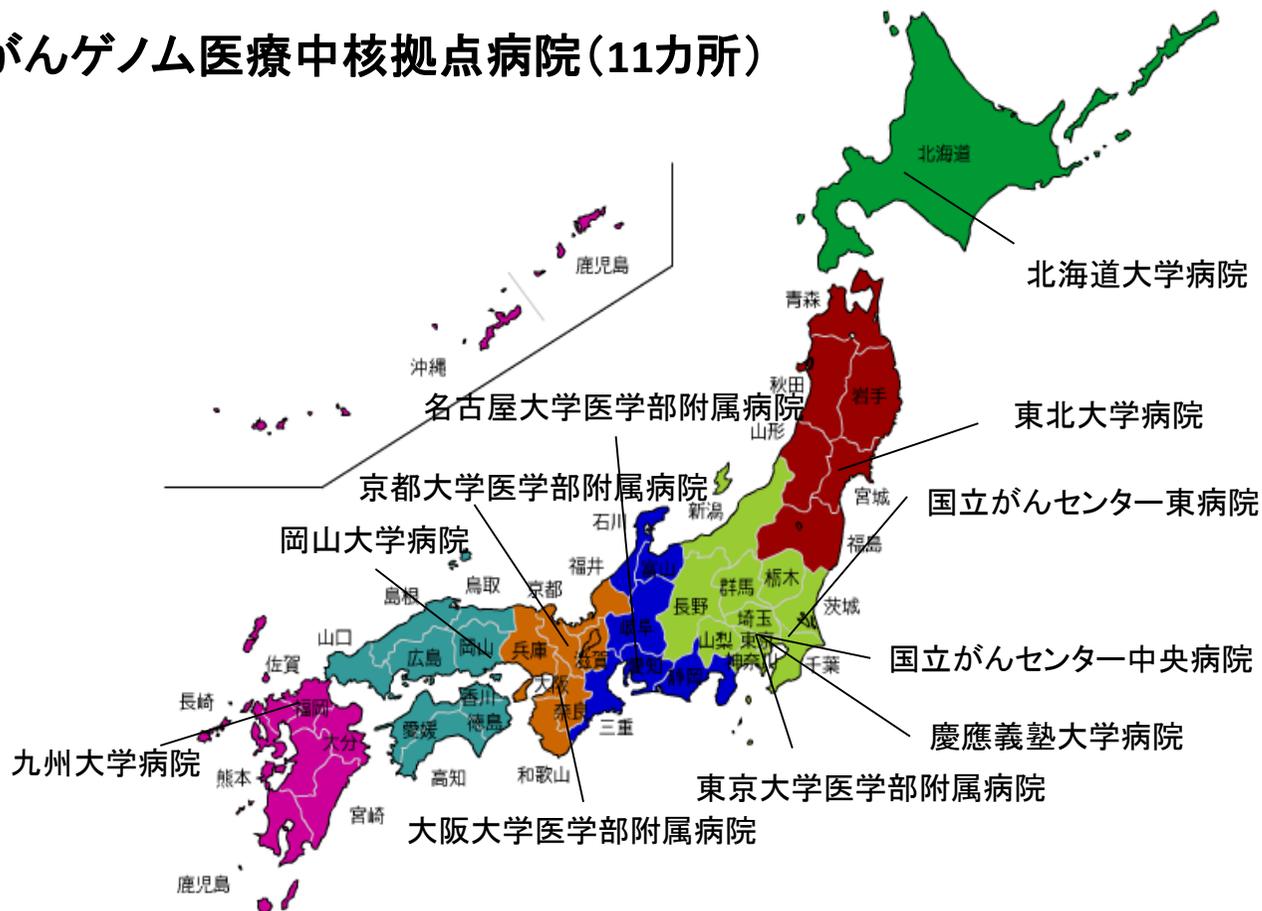
がんゲノム医療推進コンソーシアムの体制と役割



※1: がん組織でなく血液でのがんゲノム診断
 ※2: 生体の免疫機能に作用しがん細胞を傷害する治療

がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療連携病院(平成31年4月時点)

がんゲノム医療中核拠点病院(11カ所)



がんゲノム医療連携病院(156カ所)

色分けは地方厚生局の地域ブロックに基づく

がんゲノム医療連携病院(156か所)

平成31年4月時点

都道府県	がんゲノム医療連携病院	
北海道	札幌医科大学附属病院	
	北海道がんセンター	
	函館五稜郭病院	
	旭川医科大学病院	
	市立函館病院	
	恵佑会札幌病院	
	青森県	弘前大学医学部附属病院 青森県立中央病院
岩手県	岩手医科大学附属病院	
宮城県	宮城県立がんセンター	
秋田県	秋田大学医学部附属病院	
山形県	山形大学医学部附属病院	
福島県	福島県立医科大学附属病院	
茨城県	筑波大学附属病院 茨城県立中央病院	
	栃木県	栃木県立がんセンター 獨協医科大学病院 自治医科大学附属病院
群馬県	群馬県立がんセンター	
埼玉県	埼玉医科大学国際医療センター 埼玉医科大学総合医療センター 埼玉県立がんセンター 埼玉県立小児医療センター 獨協医科大学埼玉医療センター	
	千葉県	千葉県がんセンター 千葉大学医学部附属病院 亀田総合病院
	東京都	杏林大学医学部付属病院 聖路加国際病院 帝京大学医学部附属病院 東京医科大学病院 東京医療センター 東邦大学医療センター大森病院 東京都立駒込病院 東京女子医科大学東医療センター 国立成育医療研究センター 順天堂大学医学部附属順天堂医院 東京医科歯科大学医学部附属病院

東京都	日本医科大学付属病院 東京慈恵会医科大学附属病院 NTT 東日本関東病院 虎の門病院 国立国際医療研究センター病院 日本大学医学部附属板橋病院 がん研究会有明病院 武蔵野赤十字病院 日本赤十字社医療センター 東京都立多摩総合医療センター		
	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院 北里大学病院 東海大学医学部付属病院 神奈川県立がんセンター 横浜市立大学附属病院 神奈川県立こども医療センター 横浜市立市民病院	
		新潟県	新潟大学医歯学総合病院 新潟県立がんセンター新潟病院
		富山県	富山大学附属病院 富山県立中央病院
		石川県	金沢大学附属病院 金沢医科大学病院
		福井県	福井大学医学部附属病院
		山梨県	山梨県立中央病院 山梨大学医学部附属病院
	長野県	信州大学医学部附属病院 長野赤十字病院	
	岐阜県	岐阜大学医学部附属病院 木沢記念病院 岐阜県総合医療センター 岐阜市民病院 大垣市民病院 岐阜県立多治見病院 聖隷三方原病院	
		静岡県	浜松医科大学医学部附属病院 静岡県立静岡がんセンター 総合病院聖隷浜松病院 浜松医療センター 静岡県立総合病院

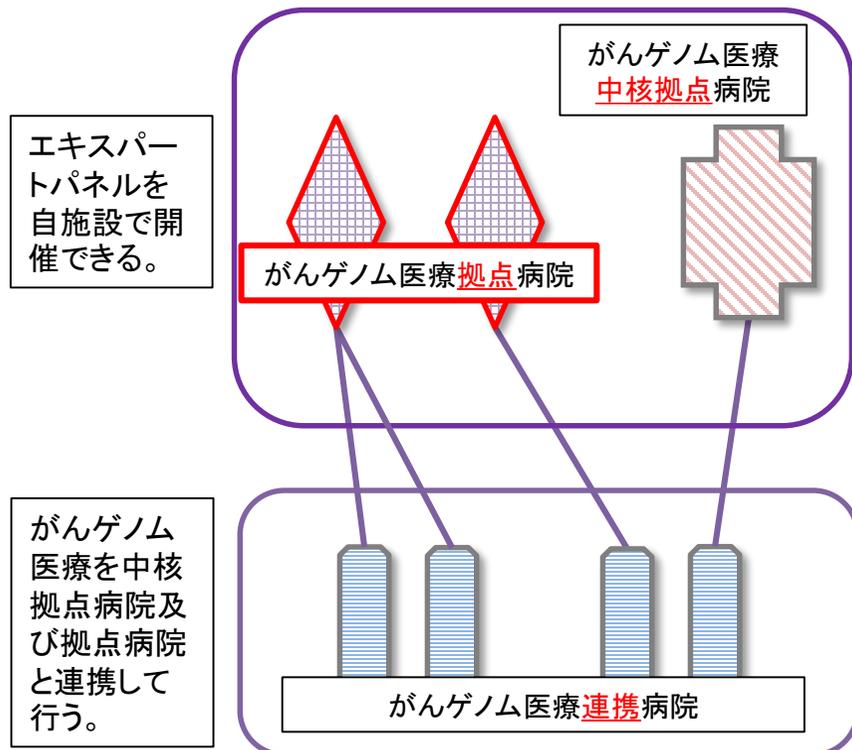
愛知県	愛知県がんセンター中央病院 名古屋市立大学病院 安城更生病院 公立陶生病院 豊橋市民病院 名古屋第一赤十字病院 名古屋第二赤十字病院 藤田医科大学病院 名古屋医療センター 愛知医科大学病院 豊田厚生病院			
	三重県	三重大学医学部附属病院		
	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立総合病院		
	京都府	京都府立医科大学附属病院 京都第一赤十字病院 京都市立病院 京都医療センター 京都桂病院 京都第二赤十字病院		
		大阪府	関西医科大学附属病院 大阪医療センター 大阪医科大学附属病院 大阪市立総合医療センター 大阪赤十字病院 大阪急性期・総合医療センター 市立東大阪医療センター 大阪国際がんセンター 近畿大学医学部附属病院 大阪市立大学医学部附属病院 大阪労災病院	
			兵庫県	神戸市立医療センター中央市民病院 神戸大学医学部附属病院 兵庫医科大学病院 姫路赤十字病院 兵庫県立がんセンター 関西労災病院
				奈良県

和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター 和歌山県立医科大学附属病院	
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院 鳥取県立中央病院	
島根県	島根大学医学部附属病院 島根県立中央病院	
岡山県	倉敷中央病院 川崎医科大学附属病院	
広島県	広島市民病院 県立広島病院 広島大学病院 呉医療センター 安佐市民病院 福山市民病院	
	山口県	徳山中央病院 山口大学医学部附属病院 岩国医療センター
	徳島県	徳島大学病院
香川県	香川県立中央病院 香川大学医学部附属病院	
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院 四国がんセンター	
高知県	高知大学医学部附属病院 高知医療センター	
福岡県	久留米大学病院 九州医療センター 福岡大学病院 北九州市立医療センター 九州がんセンター 産業医科大学病院	
	佐賀県	佐賀大学医学部附属病院 佐賀県医療センター好生館
	長崎県	長崎大学病院
	熊本県	熊本大学医学部附属病院
	大分県	大分大学医学部附属病院
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院	
鹿児島県	相良病院 鹿児島大学病院	
沖縄県	琉球大学医学部附属病院	

中核拠点病院等の連携体制について

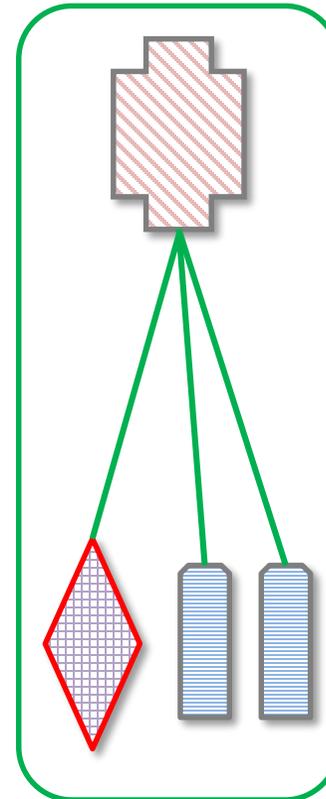
- がんゲノム医療提供体制においては、中核拠点病院又は拠点病院に連携病院が連携する。
- 人材育成、治験・先進医療などにおいては、中核拠点病院に拠点病院及び連携病院が連携する。
(但し、治験・先進医療等については、連携する中核拠点病院を限定しない。)

医療提供体制



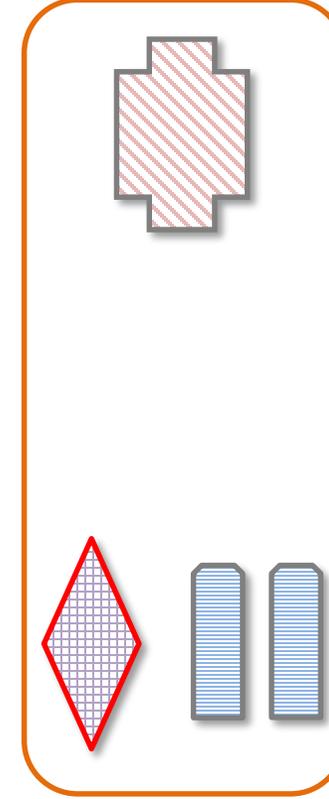
連携病院は、エキスパートパネルを開催する原則1箇所の(※1)中核拠点病院又は拠点病院と連携する。
(※1) 特定の領域において、他の中核拠点病院等とも連携することを想定。

人材育成



人材育成については、中核拠点病院に、拠点病院及び連携病院が連携する。

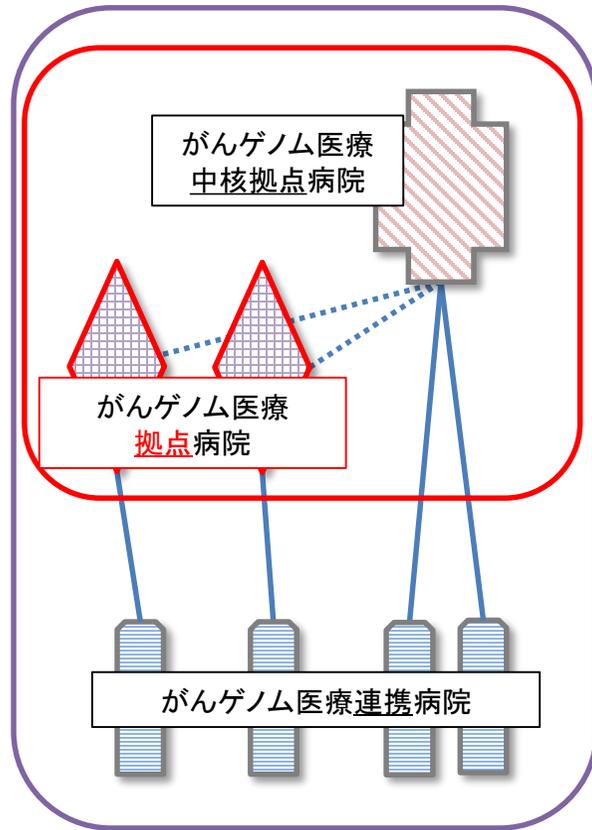
治験・先進医療など



治験・先進医療などについては、連携する中核拠点病院を限定しない。

人材育成、治験・先進医療などについては、中核拠点病院が中心的な役割を担う。

今後のがんゲノム医療中核拠点病院等の機能



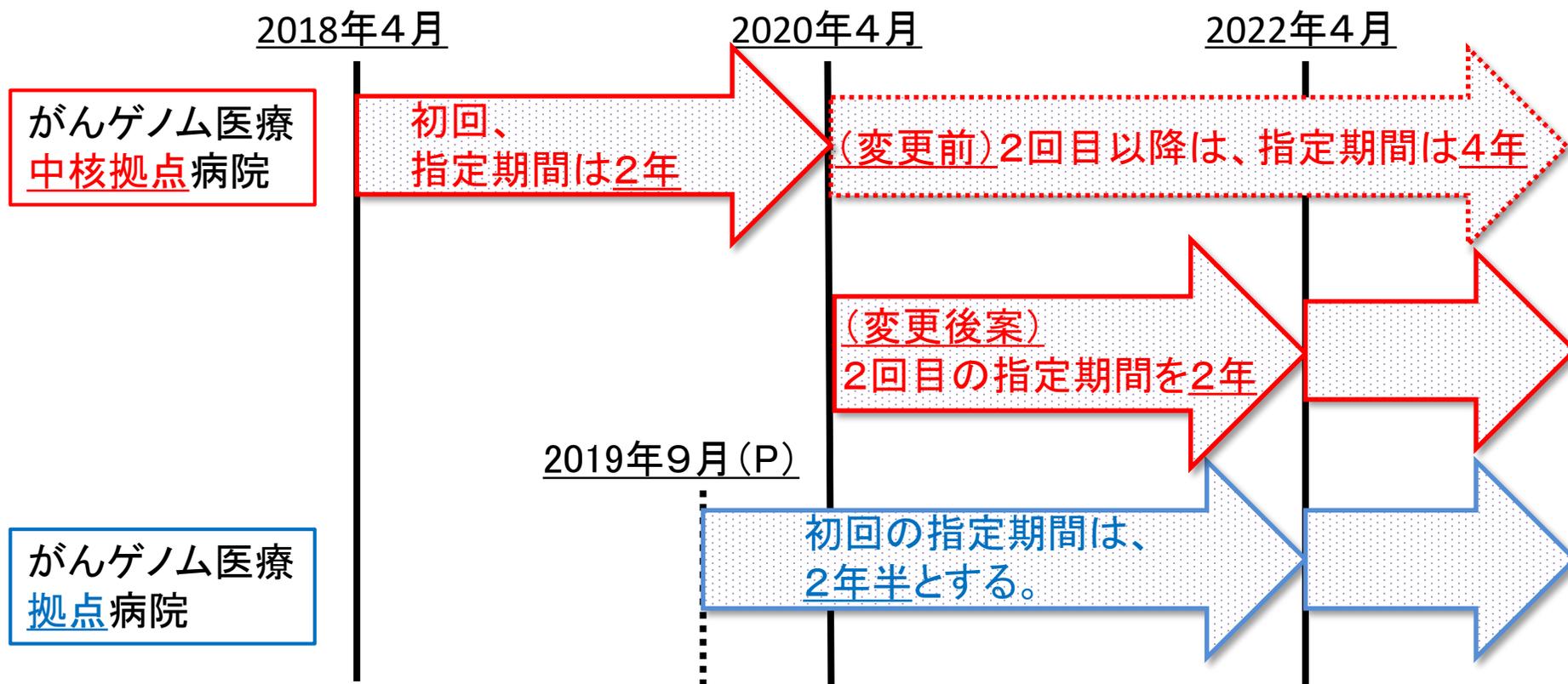
	患者説明(検査) 検体準備	シーケンス実施	エキスパートパネル 専門家会議	レポート作成	患者説明(結果)	治療	研究開発 治験・先進医療	人材育成
中核拠点	必須	外注可	必須		必須	必須	必須	必須
拠点	必須	外注可	必須		必須	必須	連携	連携
連携	必須	外注可	中核拠点あるいは拠点病院の会議等に参加		必須	必須	連携	連携

がんゲノム中核拠点病院又は拠点病院が、がんゲノム医療連携病院を申請※

※ がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院は、整備指針の要件を満たしていることを確認の上、自らが連携するがんゲノム医療連携病院の候補となる医療機関を、厚生労働大臣に申請する。

以後、がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院からがんゲノム医療連携病院の追加を、1年ごとを目処として厚生労働大臣に申請する。

今後のがんゲノム医療中核拠点病院等の指定期間について



* がんゲノム医療連携病院は、中核拠点病院又は拠点病院が選定。

【報告】 指定期間について

- 中核拠点病院の2回目及び拠点病院の初回の指定期間を2022年3月31日までとする。その理由として、以下を中核拠点病院に説明する。
 - ✓ 今後、中核拠点病院及び拠点病院は、連携体制の観点から同時に見直すべきであること。
 - ✓ 近年のゲノム医療の進歩はめざましく、今後、新しい技術の実装やそれに伴う提供体制の整備の必要性など、現時点で予想できない事象が発生しうるため、現行の整備指針で規定されている、2回目以降の中核拠点病院の指定期間(4年)は長過ぎると考えられること。

遺伝子パネル検査を用いたがん医療の流れ

従来のがん医療

がんゲノム医療

確定診断

臨床症状
血液検査
画像診断
病理診断 等

標準治療

手術

放射線療法

薬物療法

①

②

遺伝子
パネル
検査

遺伝子パネル検査
の結果に基づいた
薬物療法

遺伝子パネル検査(※)の対象となる患者は、①又は②を満たし、全身状態及び臓器機能等から、本検査施行後に化学療法の適応となる可能性が高いと主治医が判断した者。

①局所進行若しくは転移が認められ標準治療が終了となった固形がん患者(終了が見込まれる者を含む。)

②標準治療がない固形がん患者

(※)遺伝子パネル検査…遺伝子変異を一度に数十から数百解析し、抗がん剤の選択に役立てる検査。